

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																								
<p>国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 細則第16号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この細則における「組織及び施設」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。</p> <p>4 省略</p> <p>第3条～第16条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表(第15条関係)</p> <table border="1" data-bbox="172 1027 967 1447"> <thead> <tr> <th>事務の範囲</th> <th>所掌する部署</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務</td> <td>環境安全・衛生管理チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務</td> <td>環境安全・衛生管理チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務</td> <td>環境安全・衛生管理チーム及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設(東京農工大学組織運営)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の範囲	所掌する部署	備考	放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム		所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム		職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全・衛生管理チーム及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設(東京農工大学組織運営)		<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 この細則における「組織及び施設」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。</p> <p>4 省略(現行どおり)</p> <p>第3条～第16条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表(第15条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1010 1027 1805 1447"> <thead> <tr> <th>事務の範囲</th> <th>所掌する部署</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務</td> <td>環境安全・衛生管理チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務</td> <td>環境安全・衛生管理チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務</td> <td>環境安全・衛生管理チーム及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設(東京農工大学組織運営)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の範囲	所掌する部署	備考	放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム		所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム		職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全・衛生管理チーム及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設(東京農工大学組織運営)		
事務の範囲	所掌する部署	備考																								
放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム																									
所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム																									
職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全・衛生管理チーム及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設(東京農工大学組織運営)																									
事務の範囲	所掌する部署	備考																								
放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム																									
所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム																									
職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全・衛生管理チーム及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設(東京農工大学組織運営)																									

	規則第3条に定める組織及び施設をいう。以下同じ。)の事務を担当する部署			規則第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設をいう。以下同じ。)の事務を担当する部署		
組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務	当該組織及び施設の事務を担当する部署			組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務	当該組織及び施設の事務を担当する部署	
その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務				その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務		

附 則(20 細則 第6号)

この細則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。